**平成27年度　第１回　大阪府環境審議会温暖化対策部会議事概要**

# 日　時：平成27年7月3日（金）午後２時～午後４時

# 場　所：大阪府咲洲庁舎20階会議室

# 議　事

1. 温暖化防止条例の届出事業者の評価制度について

【資料１】【参考資料１－１、１－２、１－３】

1. 建築物の環境配慮制度のヒートアイランド対策部分の運用改善について

【資料２－１、２－２、２－３】【参考資料２】

1. その他

# 委員からの意見要旨

## 温暖化防止条例の届出事業者の評価制度について 　　【資料１】【参考資料１－１、１－２、１－３】

### I.　対策項目の取り扱いについて

【委員】

* 参考資料1－3を見てもわかるが、評価対象設備の有無や業態によって該当率・実施率に差が生じているが、そのような事業者の業態によって違いが生じるものについてどう扱うのか考える必要がある。
* 特定の業種に対して実施を推奨したい対策項目（ビル関係でいえば、オーナーテナント対策、運輸関係であればエコカーの導入など）を設けてはどうか。
* 「基本」と「その他」の定義が誤解されないようどこかに説明書きを入れるべき。例えば、基本対策はソフト対策、その他対策は投資を伴うものなど。
* 事業者が独自に行っている対策項目や内容があれば自由記述してもらう、また加えて欲しい項目の要望を出してもらうなど、事業者の視点を取り入れて、良いものであれば評価してもよいのではないか。その場合、評価基準がはっきりしないため、恣意的に評価されたのではないかという疑念が生じる可能性があるが、妥当だと思うものがあれば部会で了解を得て、評価基準のあいまいさをカバーするという手法も考えられる。
* これから評価制度、ハンドブックをチューンアップしていくための明確な対策を出したほうがいいと思う。

II.　評価方法について

【委員】

* 該当なしが増えると相対的に「その他」部分の実施数が大きく実施率に効いてくるので、「基本」部分の該当数の多少（実施率の分母）で評価の差がついてしまうのではないか。
* 高評価に結び付けていただきたいという考えは賛同するが、簡単にできる「その他」の項目で点数が上がる可能性があるという点については気をつけなければならない。
* 「その他」の項目を分母にいれて実施率を計算してはどうか。
* 実施項目数で評価するため対策実施の質的評価が抜け落ちる。なんらかの形で重点的に取組んだ対策内容についてはポイントとしてみてあげることはできないか。

### III. 表記・注釈について

【委員】

* 資料１の3ページ目重点対策NO.30の「高効率な蛍光灯の導入」という表記は事業者をミスリーディングする可能性があるので、「高効率な照明器具の導入」とした方がよい。
* ハンドブックの重点対策No.31について、省エネの観点ではよいと思うが、水銀灯は水銀の規制の観点から投資をしても取替えられない場合があるため、何らかの注意書きが必要ではないか。
* ハンドブック41ページのチェック項目の表現で「人工廃熱の抑制に寄与していますか」という表現があるが、建物の外装材料等の工夫は基本的に顕熱量を抑えるということであり、一般的に人工廃熱と顕熱量は区別して使用しているため、「顕熱量の抑制に寄与していますか」、または「人工廃熱を含む顕熱量の抑制に寄与していますか」としたほうがよい。

【事務局】

* Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの意見を踏まえ、ハンドブックの表現や説明を修正するとともに、評価基準、表現の修正、注釈の追記を検討する。

## 建築物の環境配慮制度のヒートアイランド対策部分の運用改善について

　　【資料２－１、２－２、２－３】【参考資料２】

### I.　指導内容について

### 【委員】

* 実施率が低いもの5項目があるとのことだが、CASBEE通りの対策をおこなってもあまり効果がない場合（例）北面に緑化）があるのではないか。
* 舗装や屋上緑化については、都市の集中豪雨等ヒートアイランド対策だけでなく幅広い指導をするべきではないか。
* Q3-3.2は「適応策」、LR3-2.2は「緩和策」を意識して作られていると思われる。熱負荷計算は「緩和策」に偏る傾向にあるため、緩和策と適応策を区別して指導するべきと考える。
* タワーマンションの屋上緑化や壁面緑化が難しいように、建築物の形状によっては同一に対策を求めるのは難しいのではないか。

【事務局】

* 対策については、費用対効果を勘案し、それぞれの項目について最も効果の出る指導項目、指導内容、手順について検討し、アドバイスに反映させる、また、法令に規制がある場合は、指導項目、関連法規、関係部局をまとめて把握し、アドバイス時の関連する質問があった際に、紹介できるようにする。
* 適応策は平成27年３月に策定した「おおさかヒートアイランド対策推進計画」に位置づけた。緩和策と適応策を区別したアドバイスを心がける。
* 高層構造等により根本的に排熱が多いものに対しては、本件の指導でカバーはしきれない。平成28年度よりパイロット的にアドバイスを行なっていき、そこで生じる問題点を勘案しながら建築主と行政でやれるところからやっていきたいと考える。

### II.　冊子について

### 【委員】

* 温暖化の対策ハンドブックのような冊子は作成しないのか。
* 既存の熱負荷計算プログラムの説明書のようなもので、もっと計算を使ってもらえるような冊子ができればよい。

【事務局】

* 内部資料として指導するにあたってのマニュアルは作成する予定である。まずは熱負荷計算プログラムを使ってもらい、ヒートアイランド対策に意味を成す項目の意識付けからはじめたい。

### III.　日程について

【委員】

* 「21日前までに」提出される書類から抽出して熱負荷計算をする、というのはかなり早くせねばならないのでは。

【事務局】

* ヒートアイランド対策を計画に入れてもらうため、事前協議など極力早い段階で助言できるよう検討する。

### IV.　表記・注釈について

【委員】

* 個人的な意見だが、「熱負荷」という用語は空調用語の「熱負荷」と混同される可能性がある。「大気熱負荷」あるいは「ヒートアイランド熱負荷」と記述しては。
* 「ヒートアイランド熱負荷」というのは、草地に対してアスファルト化したらどれだけ熱負荷量がどれだけ増えたか、という量。「大気熱負荷」の方が大気に伝わる熱自身を減らす、という方がシンプルで良い。

【事務局】

* 「大気熱負荷モデル」の表現とする。

以上